

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社田中建設（法人番号6410001006619）
業者の住所：秋田県鹿角市花輪字大川添26
2. 指名停止措置期間：令和4年3月29日から令和4年6月28日まで（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
（株）田中建設の代表取締役は、秋田県鹿角市発注工事の入札において前鹿角市長から入手した情報により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月9日に秋田県警から公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内